

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	廣瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	藤墳理君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	木村千秋君
11 番	後藤省治君	12 番	富田栄次君
13 番	栗田利朗君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	早野博文君	副町長	片岡兼男君
総務課長	藤塚康孝君	企画調整課長	小川裕司君
税務課長	桐山裕次君	健康福祉課長	酒井明美君
子育て推進課長	吉野敬子君	住民課長	岡野文紀君
建設課長	多賀靖君	都市計画課長	小森俊宏君
産業課長	小竹武志君	上下水道課長	藤江和明君
会計管理者兼 会計課長	北村嘉彦君	消防主任	廣瀬太佳夫君
教育長	和田満君	学校教育課長	藤塚正博君
生涯学習課長	川瀬桂一郎君		

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	青木隆一	書記	石川敦詞
書記	小藪友香		

4 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議第78号 垂井町個人情報保護法施行条例の制定について

- (1) 垂井町個人情報保護法施行条例の制定
- (2) 垂井町個人情報保護条例の廃止
- (3) 垂井町電子計算組織の運営に関する条例の廃止

- (4) 垂井町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正
- 日程第3 議第79号 垂井町情報公開等審査会条例の制定について
- (1) 垂井町情報公開等審査会条例の制定
 - (2) 垂井町情報公開条例の一部改正
- 日程第4 議第80号 垂井町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- (1) 垂井町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定
 - (2) 垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
 - (3) 垂井町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
- 日程第5 議第81号 垂井町職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議第82号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- (1) 垂井町職員定数条例の一部改正
 - (2) 垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
 - (3) 垂井町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正
 - (4) 垂井町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正
 - (5) 垂井町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正
 - (6) 垂井町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正
 - (7) 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
 - (8) 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正
 - (9) 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正
 - (10) 垂井町の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正
 - (11) 垂井町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
 - (12) 垂井町職員の再任用に関する条例の廃止
- 日程第7 議第83号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議第84号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第9 議第85号 垂井町職員の給与に関する条例及び垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
- (1) 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正
 - (2) 垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
- 日程第10 議第86号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正について
- (1) 垂井町税賦課徴収条例の一部改正
 - (2) 垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正

(3) 垂井町手数料条例の一部改正

- 日程第11 議第87号 垂井町町営住宅条例の一部改正について
- 日程第12 議第88号 垂井町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- (1) 垂井町水道事業の設置等に関する条例の一部改正
 - (2) 垂井町簡易水道給水条例の廃止
 - (3) 垂井町簡易水道特別会計条例の廃止
 - (4) 垂井町簡易水道設備基金条例の廃止
 - (5) 垂井町内部組織設置条例の一部改正
 - (6) 垂井町下水道条例の一部改正
 - (7) 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正
- 日程第13 議第89号 垂井町いきいきパターゴルフ場の設置及び管理に関する条例の廃止について
- 日程第14 議第91号 令和4年度垂井町一般会計補正予算(第7号)
- 日程第15 議第92号 令和4年度垂井町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第16 議第93号 教育委員会委員の任命について
- 日程第17 議第94号 監査委員の選任について
- 日程第18 議第95号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第19 庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会調査結果報告の件
- 日程第20 議員派遣の件

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時30分 開議

○議長（富田栄次君） これより本日の会議を開きます。

初めに、感染症の予防のため、今定例会中、議会出席者のマスク着用を許可しております。御理解を賜りますようお願いいたします。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、10番 木村千秋君、11番 後藤省治君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付いたしてありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 諸般の報告

○議長（富田栄次君） 日程第1、諸般の報告を行います。

開会中に検査結果の報告が1件ありました。印刷してお手元に配付いたしてありますので、これをもって報告に代え、諸般の報告を終わります。

日程第2 議第78号 垂井町個人情報保護法施行条例の制定について

- (1) 垂井町個人情報保護法施行条例の制定
 - (2) 垂井町個人情報保護条例の廃止
 - (3) 垂井町電子計算組織の運営に関する条例の廃止
 - (4) 垂井町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正
-

○議長（富田栄次君） 日程第2、議第78号 垂井町個人情報保護法施行条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第78号 垂井町個人情報保護法施行条例の制定については、これを原案のとおり可決する

ことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3 議第79号 垂井町情報公開等審査会条例の制定について

- (1) 垂井町情報公開等審査会条例の制定
 - (2) 垂井町情報公開条例の一部改正
-

○議長（富田栄次君） 日程第3、議第79号 垂井町情報公開等審査会条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第79号 垂井町情報公開等審査会条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議第80号 垂井町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

- (1) 垂井町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定
 - (2) 垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
 - (3) 垂井町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
-

○議長（富田栄次君） 日程第4、議第80号 垂井町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第80号 垂井町職員の高齢者部分休業に関する条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議第81号 垂井町職員の定年等に関する条例の一部改正について

○議長（富田栄次君） 日程第5、議第81号 垂井町職員の定年等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第81号 垂井町職員の定年等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議第82号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

(1) 垂井町職員定数条例の一部改正

(2) 垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正

- (3) 垂井町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正
- (4) 垂井町職員の分限の手續及び効果に関する条例の一部改正
- (5) 垂井町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正
- (6) 垂井町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正
- (7) 垂井町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正
- (8) 垂井町職員の育児休業等に関する条例の一部改正
- (9) 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正
- (10) 垂井町の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正
- (11) 垂井町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正
- (12) 垂井町職員の再任用に関する条例の廃止

○議長（富田栄次君） 日程第6、議第82号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第82号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議第83号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（富田栄次君） 日程第7、議第83号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第83号 垂井町議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議第84号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（富田栄次君） 日程第8、議第84号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第84号 垂井町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議第85号 垂井町職員の給与に関する条例及び垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

- (1) 垂井町職員の給与に関する条例の一部改正
 - (2) 垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正
-

○議長（富田栄次君） 日程第9、議第85号 垂井町職員の給与に関する条例及び垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第85号 垂井町職員の給与に関する条例及び垂井町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議第86号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正について

- (1) 垂井町税賦課徴収条例の一部改正
 - (2) 垂井町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部改正
 - (3) 垂井町手数料条例の一部改正
-

○議長（富田栄次君） 日程第10、議第86号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第86号 垂井町税賦課徴収条例等の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議第87号 垂井町町営住宅条例の一部改正について

○議長（富田栄次君） 日程第11、議第87号 垂井町町営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第87号 垂井町町営住宅条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議第88号 垂井町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

- (1) 垂井町水道事業の設置等に関する条例の一部改正
- (2) 垂井町簡易水道給水条例の廃止
- (3) 垂井町簡易水道特別会計条例の廃止
- (4) 垂井町簡易水道設備基金条例の廃止
- (5) 垂井町内部組織設置条例の一部改正
- (6) 垂井町下水道条例の一部改正
- (7) 垂井町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部改正

○議長（富田栄次君） 日程第12、議第88号 垂井町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第88号 垂井町水道事業の設置等に関する条例の一部改正については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議第89号 垂井町いきいきパターゴルフ場の設置及び管理に関する条例の廃止について

○議長（富田栄次君） 日程第13、議第89号 垂井町いきいきパターゴルフ場の設置及び管理に関する条例の廃止についてを議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第89号 垂井町いきいきパターゴルフ場の設置及び管理に関する条例の廃止については、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議第91号 令和4年度垂井町一般会計補正予算（第7号）

○議長（富田栄次君） 日程第14、議第91号 令和4年度垂井町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

第1日の会議において提案説明は終わっておりますので、これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第91号 令和4年度垂井町一般会計補正予算（第7号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議第92号 令和4年度垂井町一般会計補正予算（第8号）

○議長（富田栄次君） 日程第15、議第92号 令和4年度垂井町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第92号 令和4年度垂井町一般会計補正予算（第8号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ1,610万円を追加し、予算総額を106億5,491万6,000円とするものでございます。

補正いたしますものは、土木費では、県工事負担金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして増額の措置を行いました。

財源につきましては、繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

次に、債務負担行為の補正につきましては、旧庁舎跡地等整備工事の追加をお願いするものでございます。

以上、細部につきましては総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） 総務課長 藤塚康孝君。

○総務課長（藤塚康孝君） ただいま上程されました議第92号 令和4年度垂井町一般会計補正予算（第8号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

議案書、第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,610万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ106億5,491万6,000円とするものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書7ページの歳出から説明をさせていただきます。

款8土木費、項2道路橋りょう費、目3道路新設改良費におきましては、このたび県において主要道路岐阜関ヶ原線の4車線化に伴います街路事業等が追加で実施されることに伴い、県工事負担金に不足が生じる見込みとなりましたので、負担金、補助及び交付金1,610万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、6ページの歳入でございます。

款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金におきましては、収支の均衡を図るため1,610万円の増額補正をお願いするものでございます。

表紙に戻っていただきまして、第2条、債務負担行為の補正でございます。

債務負担行為の追加は、第2表、債務負担行為補正によるものでございます。

3ページを御覧ください。

現在施工中の旧庁舎跡地等整備工事におきまして、昨今の物価高騰による資材価格の上昇及び追加工事に伴い、負担金額に変更が生じる見込みとなりましたので、不足分の経費を新たに追加するものでございます。

期間は令和5年度、限度額は1億2,870万円でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第92号 令和4年度垂井町一般会計補正予算（第8号）は、これを原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議第93号 教育委員会委員の任命について

○議長（富田栄次君） 日程第16、議第93号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第93号 教育委員会委員の任命につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

教育委員会委員 栗田直美氏の任期が令和4年12月21日をもって満了するのに伴い、後任に垂井町平尾2番地の1、風越由美子氏を適任と認め任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第93号 教育委員会委員の任命については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第17 議第94号 監査委員の選任について

○議長（富田栄次君） 日程第17、議第94号 監査委員の選任についてを議題といたします。
朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第94号 監査委員の選任につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

監査委員 古藏正彦氏の任期が令和4年12月31日をもって満了するのに伴い、同人を適任と認め再任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第94号 監査委員の選任については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第18 議第95号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（富田栄次君） 日程第18、議第95号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第95号 固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を御説明申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員 中村真木子氏の任期が令和5年3月6日をもって満了するの

に伴い、同人を適任と認め再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（富田栄次君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第95号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は同意されました。

日程第19 庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会調査結果報告の件

○議長（富田栄次君） 日程第19、庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会調査結果報告の件を議題といたします。

本案については、庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会の調査が終了いたしておりますので、これより委員長の報告を求めます。

庁舎跡地等活用に関する調査特別委員長 若山隆史君。

〔庁舎跡地等活用に関する調査特別委員長 若山隆史君登壇〕

○庁舎跡地等活用に関する調査特別委員長（若山隆史君） ただいま議題となりました庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会における調査結果について御報告申し上げます。

本委員会は、令和2年3月19日に開催されました令和2年第1回定例会において設置され、庁舎跡地等活用に関する調査が付託されております。これまで15回の特別委員会を開催してまいりました。本町においては、平成31年3月に垂井町現庁舎敷地等活用基本構想が策定され、庁舎跡地等の活用の方針が定められました。

令和2年3月19日、第1回庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会では、垂井町庁舎跡地等活用基本計画が執行部から示され、本委員会では旧庁舎跡地等の利活用の考え方や既存施設等の活用、処分などについて調査を行い、その後、旧庁舎跡地に建設する新たな施設と新庁舎東

館の施設に集約させる行政機能について集中的に調査をいたしました。

また、令和3年7月14日、第9回庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会では、（仮称）旧庁舎跡地にぎわい創出施設整備事業の要求水準書（案）、令和4年2月21日、第11回庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会では、（仮称）旧庁舎跡地にぎわい創出施設整備事業の基本設計、令和4年12月7日、第14回庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会では、（仮称）旧庁舎跡地にぎわい創出施設整備事業の実施設設計が執行部から示され、本委員会では、特に基本設計及び実施設設計について施設整備事業を実施する民間事業者から詳細な説明を受ける中で調査を重ね、執行部と協議をしてまいりました。

その結果、次の諸点について調査結果並びに意見を述べるものであります。

1. （仮称）旧庁舎跡地にぎわい創出施設整備事業について。

施設整備事業については、本委員会で協議してきた意見等を踏まえ、基本構想にある「誰もが楽しく・安全に集える垂井の賑わい拠点づくり」の理念を目指し、子供から高齢者までが多種多様な活動に利用できる施設となるよう、絶えず町民の目線を持ちながら施設整備に努めていく必要があります。

2. （仮称）旧庁舎跡地にぎわい創出施設の名称について。

施設の名称については、多くの町民からの声に耳を傾けるためにも、子供から高齢者までの幅広い年代から募集を行うなど、誰もが親しみやすい施設名称とすることを求めるものであります。

3. 旧中央公民館跡地等の町有地の活用について。

旧中央公民館跡地、旧庁舎跡地南側の町有地及び垂井地区まちづくりセンター東側の町有地の活用については、基本計画に基づき、周辺施設等との一体的な敷地利用を考慮しつつ、有効な活用方法について十分に協議をする必要があります。

4. 新庁舎東館の施設整備計画について。

新庁舎東館の施設整備計画については、行政機能を集約することにより町民の利便性が高まるため、町民の新たな交流、生活支援、防災拠点として機能するよう、基本計画に基づき、施設の整備を進められることを求めるものです。

最後に、現在整備が進められている（仮称）旧庁舎跡地にぎわい創出施設については、ハード面では今後スポーツや文化・芸術活動及び垂井地区の地域コミュニティーの拠点施設となり、さらに垂井曳軸まつりなどの伝統文化を継承するための活動拠点や中山道垂井宿一帯の観光拠点として、垂井の中心地に新たなにぎわいと活気を呼び込む施設となるよう、整備を着実に進める必要があります。

また、ソフト面では、施設の管理運営者や施設利用者・利用団体、行政機関、地域の住民など、施設に関わる全ての人が相互に連携を図り、垂井町のにぎわいを創出するためのシンボリックな施設としてつくり上げていくことが必要であります。

以上をもって、当委員会における調査結果の報告といたします。

○議長（富田栄次君） 以上で、庁舎跡地等活用に関する調査特別委員長の調査結果報告を終わります。

これをもって、庁舎跡地等活用に関する調査特別委員会の調査は終了いたしました。

日程第20 議員派遣の件

○議長（富田栄次君） 日程第20、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定しました。

お諮りいたします。

ただいま決定されました議員派遣の件について、変更を要する場合には議長一任といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議長に一任することに決定しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。よって、本日の会議を閉じ、これをもって令和4年第6回垂井町議会定例会を閉会いたします。

午後2時00分 閉会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 富 田 栄 次

会議録署名議員 木 村 千 秋

会議録署名議員 後 藤 省 治